

公立大学法人青森県立保健大学 平成27年度剰余金の翌事業年度充当について

1 利益処分の流れについて

資料2-2のとおり。

2 承認の基準について

資料2-3のとおり。

3 承認審査の内容について

項 目	審査結果
<p>経営努力により生じたとされる額は適正か。</p> <p>(自己収入から生じた利益に係る承認の考え方) ⇒経営努力によるものとして取扱う。</p> <p>(運営費交付金から生じた利益に係る承認の考え方) ⇒学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の充足率が90%を満たしている場合、中期計画(年度計画)の記載事項に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったものとして、経営努力によるものとして取扱う。</p>	<p>【H27剰余金使途承認申請額】 ・79,495,565円</p> <p>〈自己収入から生じた利益〉 ①運営費交付金等対象収入が当初予算額を上回った結果生じた利益 ・授業料等収入増：約300万円 ②特定収入事業を行った結果生じた利益 ・利益なし</p> <p>〈運営費交付金から生じた利益〉 ○事業報告書により、以下のとおり確認した。 ※H27年度充足率 104.9% 学生数計972人(定員計927人)</p> <p>(参考：主な増減要因) ・人件費の減 : 約▲8,600万円 ・光熱水費等の減 : 約▲1,200万円 ・教育研究経費の増 : 約 2,200万円 計 約▲7,600万円</p>
<p>処分内容は合理的な使途か。</p>	<p>・剰余金使途承認申請書を確認し、第2期中期計画に定めた剰余金の使途(教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等)と同じであることを確認した。</p>

4 承認の適否について

承認基準に適合することから、申請額どおり承認することとしたい。

《地方独立行政法人法（抄）》

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 (略)
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6・7 (略)